

英霊にこたえる会
102-0073 東京都千代田区
九段北 3-1-1
靖国神社遊就館内
電話・FAX
03-3261-7415
郵便振替 00120-7-160184

新たな国立の戦歿者追悼施設は、
心ある多くの国民の声と力を
結集して、断固阻止しましょう。

コロナ有事は、国家の品格が問われる

参議院議員 宇都 隆史

新型コロナウイルスの蔓延により令和二年度の通常総会を中止し、「書面による総会」となりました。恒例の記念講演を宇都隆史参議院議員にお願いたしましたので、ご準備頂いた原稿のうち紙面の都合上、新型コロナウイルスに関する所見及び国会審議内容の一部を掲載いたしました。自衛官出身国会議員の貴重なご意見をぜひ一読下さい。(事務局)

○ はじめに

英霊にこたえる会の皆様、こんにちは。自衛官出身参議院議員の宇都隆史です。会員の皆



様が、祖国に殉じた英霊の慰霊と顕彰にご尽力いただいていることに、心から敬意を表します。私も英霊の

慰霊顕彰は国が責任を持つて行うべきであると考え、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を起草し、国会で成立させることができました。

ご遺族はだんだんと高齢化しています。一日も早い遺骨帰還のために更に力を注いで参ります。

また、内閣総理大臣と閣僚の参拝の定着化のため、英霊にこたえる会の役員の皆様と共に首相官邸へ申し入れするなど、その実現を目指して活動しています。

この度は、四月二十三日に予定されていた

総会の中止に伴い、皆様にお会いすることができなくなりましたことを大変残念に思っています。代わって本紙面で皆様に所信の一端をお伝えする機会をいただきましたので、令和最大の国難ともいうべき「新型コロナウイルス」について、以下思う所を述べたいと存じます。

○ 大流行の直接的原因

まず、世界中に猛威を振るっている「新型コロナウイルス」ですが、今回の世界的大流行の直接的な原因は、中国政府による「情報隠蔽」と「国際機関に対する不当な圧力」だということを決して忘れてはなりません。中国は責任の所在を曖昧にするため、「ウイルスの発生源は中国ではない」との情報を流したり、率先して他国支援をしたりしていますが、保身のためには平気で嘘をつく中国流のやり方を、世界各国は多数の国民の病死という対価を支払うことで

学びました。こうした中国の姿勢に対し米国ではトランプ大統領量が国交断絶を匂わせるほど非難を強め、EUは偽情報を拡散させている中国に厳しい警告を発しました。我が国も二度とこのような惨事を起こさないためにも、対中国戦略を誤るようなことがあってはなりません。新型コロナウイルスの発生当初、4月の習近平国家主席の国賓訪日控えていたために、我が国政府も中国に対する渡航制限や入国禁止措置を躊躇し、初動対処が遅れたことは大失態です。当時の政治判断のプロセスは詳細に検証されるべきですし、事態を軽視していた政府(特に厚労省)には猛省を促したいと思います。

○ 緊急事態宣言について

四月八日に、内閣総理大臣から発令された緊急事態宣言は、五月一四日に一部地域を除く三十九県で解除、五月二十五日には全国で解除されました。「緊急事態宣言を出すのが遅すぎると」「なぜロック・ダウンしないのか」という声を良く聴きますが、日本の法体系では仮に緊急事態宣言を出しても、学校閉鎖やイベント中止も強制力はなく、外出や移動制限もあくまで『要請・指示』に過ぎません。ロック・ダウン

やマーシャル・ロー(戒厳令)という制度の本質は「行政が強制執行できること」ではなく、「憲法や現行法の一部効力を一時停止すること」なのです。よって、結局「なぜ日本政府だけ強力な措置を取れないのか」という疑問に答えるとすれば、「緊急時に政府にどれだけの強制権限を与えておくか」という憲法問題(緊急事態条項)に帰結していくわけです。法治国家において、政府は何でもできるわけではなく、あくまで憲法と法律の範疇においての行政執行権を与えられているに過ぎません。「まさかこんなことになるとは…」と思つてからは後の祭り、「備えよ常に」こそが危機管理の要諦であるということもまた、この機会に国民の皆様にも身を持って学んでもらう必要があるでしょう。

○ 自衛隊の災害派遣の在り方

もう一つ問題なのは、自衛隊の災害派遣の在り方です。ご存知のように自衛隊の災害派遣の要件には、『緊急性』『公共性』『非代替性』という三要素が存在します。つまり、「人命などの急を要する内容であり、かつ公共の利益に合致し、さらに自衛隊にしかできない任務」であることが求められるわけです。この三要素が

存在する意義には、自衛隊の私物化や民生圧迫を避けることに加えて、何より国防という高度かつ崇高な任務を完遂するための「自衛隊の特殊性・専門性を維持し守る」ことにあるのです。ところが、近年の災害派遣では、この三要素が崩し崩しとなつていくことに危機感を感じています。今回の新型コロナウイルスに伴う災害派遣では、「クルーズ船内の除菌活動、帰国邦人の空港からの輸送、隔離施設での問診票の回収・弁当の配布・生活ゴミの回収」といったことまでやらされています。これでは、『よろずや自衛隊』ではありませんか！隊員の士気にも影響しますし、本来は自治体職員や所掌の政府機関でやらねばならないことを、「人が足りない」という理由だけで災害派遣の基準を曖昧にしてしまつて良いものでしょうか？本件については、防衛省に厳しく異議申し立てしていただくのです。隊員にはリスクを肩代わりしてもらう以上、誇りを持てる任務に専念してもらうべきだと考えます。

○ 収束のための対処法

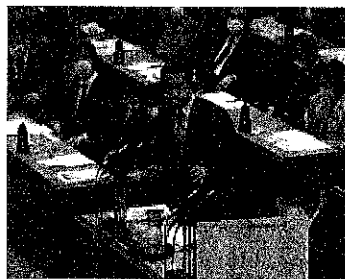
さて、国民の皆様の最大の関心事は、「どうすれば新型コロナウイルスを収束させられるの

か？」ということでしょう。その答えは、「私達が集団免疫を獲得すること」以外にありません。国民の約 7 割が罹患し抗体を保有すれば、それ以上の感染は収束すると言われています。問題は、それをどの様にして獲得するかです。英国などのように、自然な感染拡大に任せれば、医療機関はパンクし、多くの死者を出し社会は機能停止に陥ります。よって、**対処法は以下の四点です。第一に、『医療機関をパンクさせないこと』**生死にかかわる怪我・疾病でない限り病院に行かない、逆に院内感染の危険が高いと認識しましょう。**第二に、『日常生活における他人との接触を最大限に避け、クラスターの発生を防ぐこと』**これには、いわゆる「三密」に該当するような業種の店舗やイベント会社の協力は不可欠ですし、国民一人一人が「他人に移さないように」という強い自覚と行動自粛が求められます。**第三に、『ウイルスを正しく知ること』**新型コロナウイルスに罹患したらどのような症状が出て、何をすればいいのかを知っておくことも、要らぬ不安や心配を解消することに繋がります。実際に罹患した人達の証言によると、「発熱、下痢、倦怠感」という風邪の代表的な症状の他、「味覚・嗅覚が無くなる」「息切れする、深呼吸がしづらい」といった症状が

出ることが、厚労省の新型コロナウイルス感染症診療の手引き」などで報告されています。しかし、仮にそのような症状があっても、軽度であれば対処療法しかなく特效薬もないので、自宅で安静にし、他人と接触しないことに努めてください。免疫力を低下させないことも重要です。四に、『ワクチンや治療薬の開発までの時間を忍耐強く過ごすこと』です。最大の敵は、「そろそろ大丈夫では？」「もう我慢も限界」という気の緩みです。「ある日を境にウイルスが地上から根絶し、一人の患者も出なくなる」ということは絶対にありえません。中国の公表データは全てまやかしです。このコロナ有事は、長期戦を覚悟し一進一退を続けて時間を稼ぎ、ワクチン完成まで国民が踏ん張れるかどうかにかかっています。つまり、それぞれの「国家の品格が問われる」戦いであるということ。肝に命じなければなりません。令和二年四月三十日に開かれた参議院予算委員会において質問に立ちました。新型コロナウイルスの感染拡大による未曾有の国難の前であって、国民の生命と財産を守るための補正予算について、中小零細企業主や医療従事者、さらには将来の日本を担う学生達の厳しい現状に対する政府の政策理念や考

え方について問いただすとともに、自衛官出身議員として自衛隊の災害派遣（三要件）のあり方や諸外国軍隊との新たな協力枠組み構築の促進などについて、防衛の専門家として鋭く質疑を行ないました。この紙面で、特に安全保障、自衛隊に関する質疑の部分をご紹介します。「この紙面では特に安全保障、自衛隊に関する質疑の部分をご紹介します。」

○ 国会審議の紹介（一部のみ）



【病院船の調査費について】

宇都議員（七千万円の調査費が含まれている）病院船について、平成二十五年三月の報告書における課題は何か。

武田内閣府防災担当大臣：病院船の建造等に二隻で最大七百億円という多大な費用を要すること、病院船の運用には船舶要員、医療スタッフ等、多数、多岐にわたる要員を迅速に確保することが必要であること、船内で医療行為を行う場合、病院開設手続等や病床の構造設備の基

準の在り方等の制度運用等の検討が必要であること、船舶は、波、風の影響を受けやすく、入港可能な港湾も限られるなどの制約があること、多額の維持運営費を要する中で平時の有効な活用方法を検討する必要があることなどの課題が挙げられた。

宇都議員…この補正予算は内閣府が要求し、厚労省、国交省、防衛省がそれぞれ調査を進めていくとなっているが、この四つの省庁がどのような形で調査を進めようと考えているのか。

武田内閣府防災担当大臣…医療ニーズが多様化され、大災害や感染症の事態にしっかりと対応できる体制を全て考えていく中で、いろんな方面からの知見を結集して、病院船が必要なかどうか、必要とするならばどのような形態にすべきなのかを検討していく。

宇都議員…病院船に関しては、課題を解決しないと実現は難しいと思う。病院船が本当に実現可能なのか、それぞれの課題がどう克服できるものなのか調査していただきたい。

【防衛省・自衛隊のコロナ対策に関する教育資料のホームページへの公開について】

宇都議員…防衛省・自衛隊として、新型コロナウィルス対策に関する教育資料を四月十三日に統合幕僚監部のホームページに公開をした

意義、理由について問う。

河野防衛大臣…四月七日以降、様々な都道府県知事並びに法務省から多数の教育依頼を受け、災害派遣の一環として教育支援を実施している。非常に強いニーズがあり、病院や医療関係者の皆様にも役立つと考え、ホームページに掲載している。

宇都議員…積極的に地方協力本部等を活用して、各県、地方自治体の責任者や危機管理監等に活用するよう促進していただきたい。

【諸外国軍との感染症対策における意見交換の実施について】

宇都議員…新型コロナウィルスの諸外国との対応について、諸外国の軍隊はどのような知見を有しているかを相互にやり取りすることは非常に有効だと思うが、防衛省の対応状況について問う。

河野防衛大臣…これまで、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの国防大臣と電話会談で情報を交換した。また、自衛隊の教育資料を英語に翻訳し、動画も英語の字幕を作る作業をしている。各レベルにおいて、様々なカウンターパートとやり取りをしながら知見・情報を共有し、

コロナウィルスに対する闘いを一緒に進めていく新たな防衛協力の枠組みも考えていきたい。

宇都議員…こういう大変なときだからこそ、ミリタリー・ツー・ミリタリーの防衛関係、きずなはより結束していく。引き続き、様々な回々と、時間の制約が許す中で交流を行っていただきたい。

【コロナに伴う自衛隊の災害派遣の在り方について】

宇都議員…昨今は、災害派遣における三要件（公共性、緊急性、非代替性）が形骸化されているのではないかと危惧している。

今回のコロナウィルスに対して、例えば問診票の回収、食事の配膳、生活ごみの片付け、手すりの消毒など、本当に自衛隊でないとできないのか。

河野防衛大臣…今回の災害派遣は大きく分けて、防護の教育支援、軽症患者の輸送支援、宿泊支援の三つであり、自衛隊としては始めに事業所等と一緒に実施した後、そのとおりできているかを確認した上で、一週間で撤収している。こうした業務は、三要件にも合致していると思っている。

宇都議員…実態として、感染リスクを恐れて自衛隊にお願いすることが多いとは思いますが、あくまで自衛隊は初動だけという観点を持ちながら継続していただきたい。自衛隊の主任務は

国防である。彼らを特殊性・専門性のある任務に従事させ続けることがプロ意識の涵養につながる。誰でもできるような何でも屋、便利屋ではなくて、自衛隊員がより高い次元を目指し続けるためにも、災害派遣に関しては十分に考慮をしながらあたっていたきたい。

【コロナ移動制限に伴う自衛隊の訓練について】



宇都議員…次に、今回の移動制限による自衛隊の訓練や演習等への影響についてはどうか。

河野防衛大臣…(現下の情勢であつても)自衛隊は、態勢維持のために演習や訓練は必要である。ただし、感染予防もしっかりと行う必要があるため、複数の部隊が混合で行う訓練や、駐屯地・基地の半数以上が参加する訓練については、延期又は中止をしている。そうでないものについては、感染防止に気を付けないながら実施していく。

宇都議員…コロナの感染拡大を防止するという視点は非常に大切。他方、実力組織は訓練、

演習をしなければ能力を維持し続けられない。その際、中規模程度以上の演習には、どうしてもフィールドが必要となり、そのほとんどは全員の駐屯地のそばではなく、一部の地域に偏っているため、県をまたいだり長距離を移動したりして演習、訓練に行かなければならないのが実態である。

この間においては大きな演習、訓練も予定されていないため、今のところ即応性を阻害する訓練の中止等はないと聞いているが、今後は、即応性の維持とコロナの感染拡大のバランスを取って、きちんと訓練をしていく必要がある。

是非、演習場をお持ちの地域の皆様にも、自衛隊は訓練させることによって皆様の生命、財産を守ることができるという御理解をいただき、万全の体制で訓練に臨む自衛隊に対して御協力いただきたい。

【南シナ海及び欧州における中国の覇権主義的な動向について】

宇都議員…中国が、南シナ海において南沙区、南沙区というものを新設したが、日本政府の公式見解について問う。

茂木外務大臣…新たな区の設置を始め最近の南シナ海における現状について、強い懸念を

持つて注視をしている。

我が国としては、南シナ海の緊張を高めるいかなる行為にも強く反対をし、これまで一貫して海における法の支配の貫徹を支持している。宇都議員…地球儀を俯瞰する外交に則り、海外とも連携して対応していくことが望まれる。

○ 編集後記 (事務局)

本会の活動に関しては、若い力を迎えるとともに地方の活力と柔軟性に着目し、今後更に全国的な国民運動はもとより、英霊の慰霊顕彰事業に関しても、国政の場において解決を求め、ことに着意すべきです。

寄稿頂いた宇都隆史参議院議員には、本会の活動目的に深いご理解を頂き、先には、総理及び閣僚の靖國神社参拝を要望する本会の「総理への要望書(平成三十年)提出に於いて格別のご高配をたまわりました。また、海外に眠る百二十万余の戦没者の遺骨収集事業において、自衛隊機及び自衛艦を使用する帰還事業に燃るべき道を拓かれてきました。今後更なるご活躍を期待するものであります。

靖

國

カ

レ

ン

ダ

ー

やす
くに

英霊にこたえる

一億国民のこころを結集しよう。

明治天皇御製
英代も
ふみのうへにぞ
のこさせむ
國につくし
臣の子の名は

今和二年秋会御製御歌
御題 御製
字本に
ひびかす子らの
響けしと
さやけくあれと
ひたすら望む

皇后陛下御歌
英ひより
立ち上らむと
する人に
希望もたらず

皇朝紀殿下
御文宮と
望みし原野の
魂めく原野に
心躍らす

皇朝紀殿下
英台に
存れる秋常の
子らの魂かせし
向日望まむ

1							2						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28						

英霊にこたえる会

▲これは縮小版です。原寸は縦50×横35cmです。

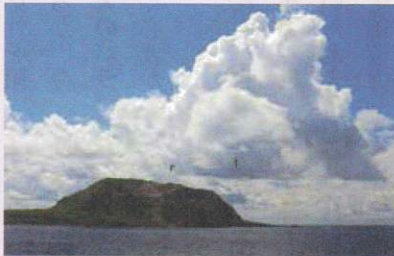
※令和3年版は、中綴じタイプのカレンダーに変わります。

「靖国カレンダー」を一家に一部掲げましょう。

- 靖国神社への総理・閣僚の公式参拝を定着させましょう。
- 「靖国神社は、我が国の戦歿者追悼の中心的施設である」
国家、国民がこぞつて戦歿者英霊に感謝の誠を捧げましょう。
- 英霊顕彰の国民運動の輪をひろげましょう。



1-2月 靖国神社新年祭



3-4月 硫黄島(東京都・小笠原村)



5-6月 新緑の靖国神社



7-8月 期間中約14万人の人出で賑わった令和元年
靖国神社みたままつり(毎年7月13日~16日)



9-10月 御祭神34,750余柱・滋賀縣護國神社



11-12月 御祭神77,612柱・鹿児島縣護國神社

※カレンダーの絵柄については、多少変更する場合がございます。



英霊にこたえる会